



ルールを守って楽しく観賞しましょう  
隅田川花火大会会場案内図等

- ▶ マナーを守り、他人の迷惑になる行為は、おやめください。
- ▶ 交通規制は午後6時からです。警察官や係員等の指示に従ってください。
- ▶ ガムテープやスプレー等を使用して道路上に観覧場所を確保することは、非常に危険ですので、おやめください。
- ▶ ごみは各自でお持ち帰りください。

- ▶ 小型無人飛行機(ドローン等)を飛行させる行為は危険ですので、おやめください。
- ▶ 不審物や不審者を発見したら、手を触れたり近づいたりせずに、直ちに警察官または警備員に連絡してください。

**【問合せ】**隅田川花火大会実行委員会事務局(文化芸術振興課内) ☎5608-6180

■会場案内図



隅田川親水テラス(白鬚橋～両国橋)は、安全対策用の柵などを設置するため、7月27日(金)から花火大会の翌朝まで立入禁止となります。



1人で悩まず、相談してください  
こどものインターネット  
トラブル相談「こたエール」

インターネットや携帯電話等の普及に伴い、青少年が「自撮り被害」などに巻き込まれるケースが増加し、大きな社会問題となっています。このようなトラブルの相談窓口「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク」(通称「こたエール」)では、電話やメールでの相談に加え、アプリ「LINE」での相談も、期間限定で受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

**【対象】**小学生～高校生やその保護者など

■電話での相談

**【相談時間】**月曜日～土曜日の午前9時～午後6時(祝日を除く) \*土曜日は午後5時まで  
**【相談方法】**電話で、こたエール ☎0120-1-78302へ

■メールでの相談

**【相談時間】**24時間受け付け  
**【相談方法】**「こたエール」のホームページを参照

■アプリ「LINE」での相談

**【相談時間】**8月1日(水)～14日(火)の午前10時～午後9時(日曜日を除く)  
**【相談方法】**アプリ「LINE」から「都庁ネットトラブル相談 こたエール」を検索して友達追加 \*右のコードを読み取ることでも接続可



**【問合せ】**▶都青少年・治安対策本部総合対策部 青少年課健全育成担当 ☎5388-3186 ▶地域教育支援課地域教育支援担当 ☎5608-6503



回収した金属がメダルになります  
みんなのメダルプロジェクト

東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催まで、あと2年です。今月は「みんなのメダルプロジェクト強化月間」として、携帯電話などの小型家電臨時回収拠点を設置します。常設回収拠点での回収も引き続き行っています。

■小型家電臨時回収拠点

**【回収品目/回収日時/回収会場】**▶携帯電話・スマートフォン/7月24日(火)～8月25日(土)の各会場営業時間中/高砂湯(立川4-11-12)、松の湯(緑3-4-6)、幸楽湯(亀沢4-24-7)、御谷湯(石原3-30-10)、荒井湯(本所2-8-7)、黄金湯(太平4-14-6)、大黒湯(横川3-12-14)、さくら湯(業平4-6-5)、薬師湯(向島3-46-10)、中川湯(立花6-14-11)、おかめ湯(八広1-1-2)、グランド湯(八広4-17-22)、三徳湯(八広6-8-8)、電気湯(京島3-10-10)、良の湯(東向島2-15-6)、寺島浴場(東向島6-34-18)、狸湯(墨田2-21-8)、みまつ湯(墨田4-9-12)、田中湯(墨田5-46-5)  
▶小型家電製品(縦11cm×横21cm以下の携帯電話・デジタルカメラ・ビデオカメラ・携帯音楽プレーヤー・携帯型ゲーム機・電子辞書・電卓・電話機・ICレコーダー・ドライヤー・電気カミソリ、ACアダプターを含むコード類)/8月29日(水)・30日(木)の「第37回すみだ錦糸町河内音頭大盆踊り」開催時間中/すみだ錦糸町河内音頭大盆踊り会場(江東橋3-1・豊川親水公園牡丹橋跡付近)

■小型家電常設回収拠点

区役所、各出張所・図書館など、区内の15施設に回収ボックスを設置しています。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228



ぜひご活用ください  
子育て世帯定住促進支援事業

子育て世帯が墨田区に長く住み続けられるよう、住宅購入費や民間賃貸住宅への転居費を助成します。利用する場合は要件等がありますので、必

ず事前にお問い合わせください。  
**【問合せ】**住宅課計画担当 ☎5608-6215

助成制度等	対象	助成内容	助成金額等
三世帯同居・近居住宅取得支援	中学生以下の子どもを扶養する世帯	区内在住の親世帯と同居または近居するために区内に住宅を取得した場合の、購入費の一部 *この支援を受けた場合、区と独立行政法人住宅金融支援機構との事業協力連携により「フラット35子育て支援型」の利用が可能	▶新築住宅購入=50万円 ▶中古住宅購入=30万円 *「フラット35子育て支援型」を利用した場合、フラット35の借入金利から0.25%(年利)引下げ(引下げ期間は借入開始から5年間)
民間賃貸住宅転居・転入支援	未就学児を扶養する世帯	区内で転居する場合や、区内在住の親世帯と同居または近居するために区外から転入した場合の、転居費用の一部	▶引越し費用 ▶賃貸借契約に伴う仲介手数料 ▶賃貸借契約に伴う礼金 のいずれも12万円を限度とし、最大36万円

上記のほかにも要件があります(詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照)。

区の世帯と人口(7月1日現在)

世帯	15万0170 (+105)
人口	27万1154 (+175)
男	13万4461 (+70) *住民基本台帳による
女	13万6693 (+105) *( )内は前月比

墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)の戸別配付

**【対象】**区内在住で新聞を購読していない方**【費用】**無料**【申込み】**問い合わせるか、区ホームページを参照**【問合せ】**広報広聴担当 ☎5608-6223

コード